平成２９年（フ）第４２５４号
東京都目黒区三田１－４－３　恵比寿ガーデンテラス壱番館608、住民票上の住所新潟県長岡市千手１丁目６－12
破産者　恩田　真和
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１０４３号
東京都八王子市川口町1809番地２唐松ハイム102号
破産者　中島　俊治
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５００号
静岡県焼津市本町２丁目１番４－803号
破産者　まつもと本舗合名会社
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７０２号
名古屋市中村区岩塚町上小路77番地２
破産者　株式会社Ｇ．ＦＳコーポレーション
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９号
名古屋市中川区東起町１丁目62番地の１
破産者　新東海精工株式会社
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７５７号
愛知県尾張旭市桜ケ丘町３－126
破産者　株式会社スタジオワークス
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８３号
滋賀県草津市御倉町610番地６、前住所京都府宇治市寺山台３丁目８番地の５
破産者　奥野　隆司
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０５１号
神戸市中央区八幡通４丁目２番24号豊島第一ビル203号室
破産者　株式会社ボイド
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３８０号
岡山市北区北長瀬本町３番21－４号、前住所岡山市南区万倍121番地６
破産者　金原　一裕
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１０号
北海道北斗市向野283番地41
破産者　有限会社丸協商事
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２２０号
北海道旭川市豊岡５条２丁目１番２号
破産者　株式会社Ｃ．ＯＮＥ’Ｓカンパニー
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２４６号
北海道旭川市４条通２丁目右７号
破産者　有限会社丸正加藤商店
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３８号
栃木県大田原市本町１丁目2701番地233
破産者　有限会社アーネストサービス
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２９年（フ）第３９号
栃木県大田原市薄葉2179－28　大谷祥子方、住民票上の住所栃木県大田原市本町１丁目2701番地233
破産者　大谷　剛規
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２９年（フ）第１８８３号
横浜市港南区港南３丁目32番13号
破産者　有限会社アシザワ板金
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３９号
静岡県賀茂郡南伊豆町下賀茂269番地の１
破産者　朝倉建設株式会社
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２９年（フ）第１５９号
岡山市南区浜野２丁目１番18号　エステート石原Ｂ－103
破産者　湯浅　幸子
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３７１号
岡山市中区雄町175番地６、旧住所岡山市中区中井４丁目12番５－１号
破産者　三村　光博
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５号
福岡県北九州市小倉北区白銀１丁目８番26－804号、開始決定時の住所愛媛県越智郡上島町魚島一番耕地1366番地　魚島第二住宅401号
破産者　湊　　哲也（開始決定時の氏名阿部哲也）
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２８年（フ）第１１９号
徳島県徳島市八万町中津山２番地62
破産者　有限会社幸宝
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５３１号
神奈川県厚木市上依知1305番地の５
破産者　株式会社八建
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部